

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月、12年1月及び同年2月、同年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月
② 平成12年1月及び同年2月
③ 平成12年8月から同年10月まで

申立期間当時は、勤務していた事業所の給与から夫婦二人分の国民年金保険料が控除され、事業主が保険料を納付していた。

国民年金保険料が控除されたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書(平成11年11月、12年1月、同年2月及び同年10月分を除く。)によると、申立人は、その主張するとおり当時の国民年金保険料の二人分に相当する金額が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、「自宅に届いた国民年金保険料納付書を事業主に渡し、事業主が保険料を納付していた。」としているところ、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする当該事業主とは連絡が取れず、当時の納付状況等を聴取することができないため、納付状況は不明である。

また、オンライン記録により申立期間①、②及び③の前後における国民年金保険料の納付状況を確認したところ、i) 申立期間①直前の平成11年10月の保険料は13年11月26日に、ii) 申立期間①直後で申立期間②直前の11年12月の保険料は14年1月21日に、iii) 申立期間②直後の12年3月の保険料は14年5月1日に、iv) 申立期間③直前の12年7月の保険料は14年8

月 19 日に、v) 申立期間③直後の 12 年 11 月の保険料は 14 年 12 月 27 日に納付しているものの、いずれも時効直前の納付であり、当時、国民年金保険料の納付が滞っていた状況がうかがわれる上、申立期間①、②及び③の直後の保険料納付時点において、申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、基礎年金番号に基づく事務処理が行われている当該期間においては、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人は、事業主から申立人夫婦の国民年金保険料領収書を受け取ったことは無いとしており、申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月、12年1月及び同年2月、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年11月
② 平成12年1月及び同年2月
③ 平成12年8月及び同年9月

申立期間当時は、夫が勤務していた事業所の給与から夫婦二人分の国民年金保険料が控除され、事業主が保険料を納付していた。

国民年金保険料が控除されたことが確認できる給与明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が提出した申立期間に係る給与明細書(平成11年11月、12年1月、同年2月及び同年10月分を除く。)によると、申立人の夫は、申立人の主張するとおり当時の国民年金保険料の二人分に相当する金額が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及びその夫は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫は、「自宅に届いた国民年金保険料納付書を事業主に渡し、事業主が保険料を納付していた。」としているところ、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする当該事業主とは連絡が取れず、当時の納付状況等を聴取することができないため、納付状況は不明である。

また、オンライン記録により申立期間①及び②の前後における国民年金保険料の納付状況を確認したところ、i) 申立期間①直前の平成11年10月の保険料は13年11月26日に、ii) 申立期間①直後で申立期間②直前の11年12月の保険料は14年1月21日に、iii) 申立期間②直後の12年3月の保険料は14年5月1日に納付しているものの、いずれも時効直前の納付であり、当時、国民年金保険料の納付が滞っていた状況がうかがわれる上、申立期間①

及び②直後の保険料納付時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができなかったと考えられるとともに、申立期間③については、申立人に対し、14年3月7日に過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書作成時点まで申立期間③は未納であったと考えられる。

さらに、申立期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づく事務処理が行われている当該期間においては、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人及びその夫は、事業主から国民年金保険料領収書を受け取ったことは無いとしており、申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

平成元年3月末で大学を中退し、国民年金の免除申請書をA市に提出したが、免除承認結果を聞かないまま、同年6月にワーキングホリデーによりBに出国し、翌年の2年2月末頃に帰国した。

自宅にはA市から国民年金の免除申請は却下であるとの通知が届いており、父から、「払っておいたほうが間違いない。」と言われたので、貯金を下ろし、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年3月末に大学を中退した後、A市役所において国民年金の免除申請を行った。ワーキングホリデーを終え、2年2月末に帰国したところ、免除申請を却下するとの通知が届いていたので、貯金を下ろして、一括で10万円ぐらいの金額を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は3年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、元年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、口頭意見陳述を行ったが、i) 国民年金に加入していなければ、免除を申請できないところ、加入手続についての記憶が明確ではないこと、ii) 申立期間後の平成2年度以降の保険料について、払えるときにまとめて納付したと説明しているものの、納付時期、納付方法が明確ではないこと等から、申立人が申立期間の保険料を納付したとの心証を得るまでには至らなかつ

た。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間、3年4月から4年3月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成3年4月から4年3月まで
④ 平成5年4月から同年7月まで

申立期間が国民年金保険料の未納期間とされているが、保険料については可能な限り支払ってきており、また、保険料の支払いが困難なときは免除申請をしていたはずなので、保険料の納付記録も免除の記録も無いということには納得できない。

申立期間は納付済期間か免除期間のどちらかだと思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料が全て免除されるには、4回の免除申請を行うことが必要となるが、行政側においてこれら全ての免除申請に係る記録管理が不備となることは通常考え難い。

また、申立人は、「自分と妻の国民年金保険料免除及び納付の手続は、自分が行っていた。」と供述しているところ、特殊台帳及びA市の被保険者名簿によると、申立期間における妻の保険料納付記録についても、申立人と同様に未納期間となっている。

さらに、申立人は、免除申請手続及び保険料の納付に関する具体的な記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと及び保険料を納付していたことを示す関連資料（日記等）が無く、ほかに

申立人が申立期間の保険料を免除されていたこと及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間、3年4月から4年3月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成3年4月から4年3月まで
④ 平成5年4月から同年7月まで

申立期間が国民年金保険料の未納期間とされているが、保険料については可能な限り支払ってきており、また、保険料の支払いが困難なときは免除申請をしていたはずなので、保険料の納付記録も免除の記録も無いということには納得できない。

申立期間は納付済期間か免除期間のどちらかだと思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料が全て免除されるには、4回の免除申請を行うことが必要となるが、行政側においてこれら全ての免除申請に係る記録管理が不備となることは通常考え難い。

また、申立人の夫は、「自分と妻の国民年金保険料免除及び納付の手続は、自分が行っていた。」と供述しているところ、特殊台帳及びA市の被保険者名簿によると、申立期間における夫の保険料納付記録についても、申立人と同様に未納期間となっている。

さらに、申立人の夫は、免除申請手続及び保険料の納付に関する具体的な記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと及び保険料を納付していたこと示す関連資料（日記等）が無く、ほか

に申立人が申立期間の保険料を免除されていたこと及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年4月から38年9月までの期間、同年10月から39年3月までの期間、40年4月から同年6月までの期間、41年11月から42年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年4月から38年9月まで
③ 昭和38年10月から39年3月まで
④ 昭和40年4月から同年6月まで
⑤ 昭和41年11月から42年3月まで
⑥ 昭和42年4月から59年3月まで

国民年金保険料完納後、妻に対して過納入金があるとして返金があったが、自分は現在十分な年金給付を受けておらず、同一家庭内の一方は過納とされ一方は受給額が不足しているという状況に納得できない。申立期間当時の集金担当者の間違いで、自分の分の国民年金保険料が妻の名義で収納されたのではないかと。また、国民年金制度が始まって以降、数年間は申請免除の手続をした記憶があるが、18年にもわたって手続をした覚えはない。

自分は法律に通じておらず、高齢のため、申立期間を特定した上で申立内容を具体的にすることはできないが、とにかく自分の年金記録は間違っていると思うので、国民年金の未納期間及び申請免除期間について、全体的に調査し、善処していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A村の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間①、③、④及び⑥は申請免除期間、申立期間②及び⑤は未納期間と記録されており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録と一致している上、申立

人に対し別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、申立人の申立内容は具体性を欠き、国民年金保険料の納付方法や納付時期に関する記憶が明確でないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料（日記、確定申告書等）は無い。

なお、申立人の妻は、平成 19 年 6 月 21 日に、当初納付済であった昭和 54 年 1 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料の還付を受けているが、これは、申立人の妻が 54 年 2 月から旧厚生年金保険法の障害年金を受給していることによるものであり、当該手続自体に、申立人の年金記録との関連性は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。